農業近代化資金借用証書特約条項

第１条　債務者（以下「乙」という。）は、下記各号の1に該当した場合において、　　　　　農業協同組合（以下「甲」という。）

の請求により、期限の利益を失い、直ちにこの債務及びこの債務から生ずる一切の債務の全部又は一部を弁済するものとする。

　　　(1)　乙がこの借入金を目的以外の使途に使用し又は借入後長期にわたり使用しないとき。

　　　(2)　乙がこの証書に基づく債務若しくは業務の履行を怠るか又はこの債務を履行することが困難となり、若しくはそのおそれ

　　　　　のあるとき。

　　　(3)　乙がこの資金借入れにつき又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申出、若しく

　　　　　は報告をなし、又は必要な事実の申出若しくは報告を怠ったとき。

　　　(4)　乙及び保証人に対して仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申請、破産、民事再生手続開始等の申し立てがあったとき。

　　　(5)　乙及び保証人が租税公課を滞納して督促状に指定させた期日までに完納しなかったとき、又は保全差押を受けたとき。

　　　(6)　この借入金により改良、造成若しくは取得した施設（土地を含む。以下「施設等」という。）を他に譲渡し若しくは目的

　　　　　以外の目的で使用したとき、施設等が公用収用されたとき又は施設等に係る事業を中止したとき。

　　　(7)　乙が借入金により行なう部門経営の収支を明らかにした帳簿の記載を行なわず又は当該経営に属する余裕金を自己の名義

　　　　　の預金口座以外に預託したとき。

　　　(8)　乙又は保証人が第10条第１項の暴力団員等若しくは第10条第１項各号のいずれかに該当し、若しくは第10条第２項

　　　　　各号のいずれかに該当する行為をし、又は第10条第１項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判

　　　　　明し、乙との取引を継続することが不適切なとき。

　　　(9)　前各号のほか、乙の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生

　　　　　じたとき。

第２条　乙は、この借入金により行なう事業の全部又は一部につき国の補助金又はこれに伴う県及び市町の補助金等の交付をうけた

　ときは、償還期限にかかわらずこれを遅滞なくこの債務の弁済に充当する。

２　乙は、この借入金により行なう事業の全部又は一部につき地方公共団体から前項以外の補助金等の交付をうけたときは、甲の承

　認を得た場合のほか償還期限にかかわらず遅滞なくこの債務の弁済に充当する。

第３条　乙は、甲の承認を受けた場合を除き、この借入金債務の元利金の支払を遅延した場合には、遅滞している元金に対し

　年　　　　　％（１年を365日として日割計算する）の損害金を甲に支払うものとする。

第４条　乙は、連帯してこの資金を借入れ、この証書による一切の債務について各自連帯してこれを負担する。

第５条　乙がこの約定に基づく債務を履行しなかった場合又は乙及び保証人が第１条各号の一つにでも該当した場合においては、乙

　及び保証人はいつでも乙及び保証人の甲に対する諸預け金その他の債権と乙の甲に対するこの約定に基づく債務とをその期限の如

　何にかかわらず相殺し、又は、乙及び保証人の預金につき甲所定の払い戻し手続を省略し、期限の如何にかかわらず債務の弁済に

　充当されても異議がない。乙は甲において相殺その他差引計算された場合の利息の割合、計算の期間及び方法はすべて甲の定めに

　よることを承諾する。

第６条　乙は、甲から要求があるときは、いつでもこの約定に基づく債務の全額を限度として甲を代理受領人と定め、乙の受取るべ

　き農産物販売代金（政府に対する販売の委託によるものの政府買入代金を含む。以下同じ。）及び農業共済金の受領に関する一切

　の権限を委任するものとする。

２　乙は、甲が代理受領した農産物販売代金及び農業共済金のうちより、甲の請求に従い、償還金（利息及び遅延損害金を含む。）

　に充当することを承諾する。

第７条　乙及び保証人は乙が万一農業近代化資金融通法及び関係法令通達に違反したごと等の理由により、利子補給をうけられなく

　なったときは、利子補給を受けられなくなった日から借入金の金利を年　　　　　％とすることを承諾する。

第８条　乙は、下記各号の１に該当する場合、その都度遅滞なく甲に報告するものとする。

　　　(1)　乙又は保証人の住所名称又は代表者に変更のあったとき。

　　　(2)　乙又は保証人の資産に著しい変動があったとき。

　　　(3)　施設等を他に譲渡し若しくは目的以外の目的で使用しようとするとき、施設等が公用収用されることになったとき又は施

　　　　 設等に係る事業を中止しようとするとき。

　 (4)　前各号に掲げるもののほか甲から請求を受けたとき。

第９条　保証人は乙がこの約定に基づき甲に対して負担する一切の債務についてこの約定を承認のうえ、乙と連帯して債務履行の責

　めを負い、甲の都合により担保、若しくは他の保証を変更、解除、若しくは免除されても異議なく主債務の全額につき引き続き連

　帯保証の責めに任じ、又保証債務を履行したときも、その主たる債務につき差し入れられている担保に関し、甲は、乙に対して有

するすべての債務の全額について優先権を行使することができるものとする。この場合において代位によって取得した担保の実行

については、あらかじめ甲の承認を得るものとし、又必要があるときは、甲の請求により代位によって取得した担保権又はその順

位を無償で甲に譲渡するものとする。

第10条　乙又は保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団

　関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」と

　いう。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約す

　る。

　　　(1)　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

　　　(2)　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

　　　(3)　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員

　　　　 等を利用していると認められる関係を有すること

　　　(4)　暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

　　　(5)　役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

２　乙又は保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。

　　　(1)　暴力的な要求行為

　　　(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

　　　(3)　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

　　　(4)　風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

　　　(5)　その他前各号に準ずる行為

３　第１条第８項の規定の適用により、乙又は保証人に損害が生じた場合にも、甲になんらの請求をしません。また、甲に損害が生

　じたときは、乙又は保証人がその責任を負います。